

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特定用途誘導地区（らくなん進都鴨川以北地区）の決定に係る都市計画の案を作成したので、法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和5年2月15日

京都市長 門川 大作

## 1 都市計画を決定する土地の区域

京都市南区西九条柳ノ内町、西九条森本町、西九条仏現寺町、東九条南石田町、東九条南河辺町、東九条南松田町、上鳥羽勸進橋町、上鳥羽苗代町、上鳥羽南苗代町、上鳥羽銚立町、上鳥羽南銚立町、上鳥羽尻切町、上鳥羽角田町、上鳥羽仏現寺町、上鳥羽大柳町、上鳥羽大物町、上鳥羽北花名町、上鳥羽南花名町、上鳥羽町田町、上鳥羽北塔ノ本町、上鳥羽南塔ノ本町、上鳥羽藁田町、上鳥羽鴨田町、上鳥羽大溝町、上鳥羽石橋町、上鳥羽卯ノ花町、上鳥羽中河原町、上鳥羽麻ノ本町の各全部

京都市伏見区竹田向代町、竹田向代町川町の各全部

京都市南区西九条東柳ノ内町、西九条西柳ノ内町、西九条御幸田町、西九条東御幸田町、西九条菅田町、西九条高島町、東九条柳下町、東九条石田町、東九条西河辺町、東九条河辺町、上鳥羽高島町、上鳥羽菅田町、上鳥羽上調子町、上鳥羽北島田町、上鳥羽南島田町、上鳥羽堀子町、上鳥羽城ヶ前町、上鳥羽岩ノ本町、上鳥羽北岩ノ本町、上鳥羽南岩ノ本町、上鳥羽奈須野町、上鳥羽火打形町の各一部

京都市伏見区深草向川原町、深草勸進橋町、竹田流池町の各一部

## 2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

## 3 縦覧期間

令和5年2月15日から同年3月2日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

## 4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

## 5 意見書の提出

### (1) 提出方法

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送、ファックス若しくは電子メールによって提出してください。ただし、郵送による場合は、縦覧期間満了の日までの消印のあるものは有効です。

### (2) 提出先

#### ア 持参又は郵送

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

#### イ ファックス

075-222-3472

#### ウ 電子メール

tokeika@city.kyoto.lg.jp

## 6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)